



# 令和 8 年度水質検査計画

水質検査計画は、水道法施行規則第15条第6項の規定により策定が義務付けられており、定期の水質検査の水質検査項目、採水の場所、検査の回数等の内容及び臨時の水質検査の内容を記載し、需要者に対して情報提供することとされています。

## 目次

- 1 基本方針
  - 2 盛岡市水道事業の概要
  - 3 水源及び水道の水質状況
  - 4 定期の水質検査
  - 5 臨時の水質検査
  - 6 水質検査方法
  - 7 水質検査の精度と信頼性の確保
  - 8 水質検査結果の評価と公表
  - 9 関係者との連携
- 巻末資料 —

## 1 基本方針

盛岡市上下水道局は、水道利用者のみなさまにいつでも安全でおいしい水をお届けすることを目的として、水道水の品質保証と品質管理のための水質検査を以下の方針で行います。

- 給水栓から供給する水はもとより、原水、浄水処理工程水、浄水場配水池における水質基準項目の水質検査を行い、水源から給水栓に至るまでの水道全体の水質状況を正確に把握し、適切な浄水処理に活かします。
- 上記に加えて、水質管理目標設定項目、要検討項目、クリプトスポリジウム等及びその他水質管理上必要な項目の検査を行います。また、水道水源の被汚染状況を把握するため、浄水場上流域において水源域環境項目調査を行います。
- 主な水質検査の回数は以下のとおりとします。
  - ① 色、濁り及び消毒の残留効果の検査は、1日1回行います。
  - ② 水質基準項目の検査は、水道法に基づいて少なくとも年1回以上、適切な回数行います。
  - ③ 水質管理目標設定項目の検査は、必要に応じて年1回以上、適切な回数行います。
  - ④ クリプトスポリジウム等検査は、原則年4回、原水の検査を行います。

## 2 盛岡市水道事業の概要

### (1) 給水状況

盛岡市水道事業の令和6年度の給水状況は次のとおりです。

表2-1 給水状況

行政区域内人口	(A)	(人)	275,739
給水区域内人口		(人)	273,016
行政区域面積		(km <sup>2</sup> )	886.47
給水区域面積		(km <sup>2</sup> )	139.38
給水人口	(B)	(人)	271,177
給水世帯数		(世帯)	136,138
水道普及率	(B/A×100)	(%)	98.3
一日平均配水量		(m <sup>3</sup> )	80,694
一日最大配水量		(m <sup>3</sup> )	86,261
取水能力		(m <sup>3</sup> /日)	124,587
配水能力		(m <sup>3</sup> /日)	104,967

(2) 浄水施設の概要

本市の水道は、米内浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場、生出浄水場、刈屋浄水場及び前田浄水場の6つの浄水場があります。各施設の概要は次のとおりです。

表2-2 浄水施設の概要

	米内浄水場	沢田浄水場	新庄浄水場	生出浄水場	刈屋浄水場	前田浄水場
所在地	上米内字中居49番1外	東中野字沢田5番2外	加賀野字桜山86番外	下田字仲平5番3外	滝沢市後268番1130	姫神岳国有林第63林班い1小班
敷地面積 (m <sup>2</sup> )	25,408.80	39,015.62	50,305.18	3,693.52	300.00	(借地)
原水の種類	米内川表流水	築川表流水	綱取ダム表流水中津川表流水	地下水(湧水)	地下水(深井戸)	芦名沢川支流通称北ノ又沢
一日平均配水量 ※ (m <sup>3</sup> /日)	23,950	27,210	26,424	2,833	254	23
浄水処理方法	【緩速系】 ・普通沈でん ・緩速ろ過 ・塩素消毒 【急速系】 ・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・急速ろ過 ・塩素消毒	・粉末活性炭処理 ・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・急速ろ過 ・塩素消毒	・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・急速ろ過 ・活性炭ろ過 ・塩素消毒	・塩素消毒	・塩素消毒	・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・塩素消毒 ・急速ろ過
沈でん池	【緩速系】 ・普通常流式 【急速系】 ・上向流傾斜板沈降装置付高速凝集スラリー循環形	・横流式傾斜板	・移動式傾斜板横流式	—	—	・横流式傾斜管
ろ過池	【緩速系】 ・砂ろ過 【急速系】 ・重力式多孔管型砂ろ過	・重力式レオボルト型複層ろ過(ろ過砂・アンスラサイト)	・自然平衡型複層ろ過(ろ過砂・アンスラサイト)	—	—	・砂ろ過
高度処理	—	粉末活性炭	粒状活性炭	—	—	—
凝集剤	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム	—	—	ポリ塩化アルミニウム
pH調整剤	苛性ソーダ25%	苛性ソーダ25%	苛性ソーダ25%	—	—	苛性ソーダ25%
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム12%	次亜塩素酸ナトリウム12%	次亜塩素酸ナトリウム12%	次亜塩素酸ナトリウム12%	次亜塩素酸ナトリウム6%	次亜塩素酸ナトリウム6%

※令和6年度実績

### 3 水源及び水道の水質状況

#### (1) 原水の水質状況

各浄水場における原水の水質管理上留意すべき項目は次のとおりです。各浄水場では、原水の水質検査結果、常時計測データ等から、浄水処理の適正管理に努めます。

表3 原水の汚染要因及び水質管理上留意すべき項目

	米内 浄水場	沢田 浄水場	新庄 浄水場	生出 浄水場	刈屋 浄水場	前田 浄水場	水質管理上留意すべき項目
耐塩素性病原体	○	○	○	○	○	○	クリプトスポリジウム等、指標菌
降雨による濁質増加	○	○	○			○	濁度、アルカリ度
農薬類の散布	○	○	○				農薬類
油類の流入	○	○	○			○	臭気
有機汚濁物質の増加	○	○	○			○	消毒副生成物、紫外線吸光度
水中微生物の増殖	○	○	○				ジェオスミン、2-MIB、臭気
ダム湖底層部からの溶出	○	○	○				マンガン、亜硝酸態窒素、アンモニア態窒素
有機溶剤等の地下浸透				○	○		トリクロロエチレン、ベンゼン等
地質の影響・温泉排水				○	○		ヒ素、フッ素、ホウ素

#### (2) 水道水の水質状況

本市の水道は、各浄水場において原水水質の状況や汚染要因を踏まえて適切な浄水処理を行うことにより、全ての水質基準項目を十分に満足しており、安全で品質の良い水を利用者のみなさまに供給しています。

水質基準項目は、大腸菌や鉛、有機化合物等の「健康に関連する項目」と、味・におい及び器具への水あかの付きにくさ等の「水道水が有すべき性状に関する項目」に分類されます。前者は、体重50キログラムの人が1日当たり2リットルの水を70年間飲用し続けたとしても健康に影響が生じない濃度等として設定され、後者は利水上の障害を生じない濃度として設定されています。

過去3年間の各浄水場系統給水栓の水質検査結果は、巻末に掲載しています。

## 4 定期の水質検査

水道法第20条第1項の規定により、水道事業者は、定期的に水道水の水質検査を行うこととされており、水質基準項目や水質検査方法は水道法施行規則等の法令で定められています。

盛岡市上下水道局は、法律で義務付けられている水質基準項目の水質検査のほか、より安全でおいしい水道水を供給するために必要な項目についても自主的に水質検査を行います。

### (1) 毎日検査項目（水道法施行規則第15条第1項第1号イ）

1日に1回、色・濁り・消毒の残留効果の3項目の検査を行い、安全な水を供給できていることを確認します。各浄水場システムの配水ブロックの中で水道水が滞留しやすい末端付近を選定し、全25地点（うち1地点は浄水場内、4地点は自動監視装置による）で行います。

表4-1 毎日検査

No.	項目	検査回数（回/日）	
		基準値等	給水栓
1	色	異常のないこと	1
2	濁り	異常のないこと	1
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1 mg/L以上	1

### (2) 水質基準項目（水道法施行規則第15条第1項第1号ロ）

給水栓から供給する水が、水道法第4条に規定する水質基準52項目の要件を備えるものであることを確認するため、各浄水場システムを代表する給水栓全14地点を選定し、定期的に水質基準項目の水質検査を行います。

なお、一部の項目は検査回数を減らすことが法令で認められていますが、3年に1回に回数を減らすことが可能な場合であっても、水道水の安全確認とデータ収集のため、年1回を下回らない回数の検査を行います。

- |   |                     |                   |
|---|---------------------|-------------------|
| ① | 過去3年間の最大値が、基準値の20%超 | 年4回実施（回数減不可）      |
| ② | // 基準値の10%超～20%以下   | 年4回実施（年1回に回数減可）   |
| ③ | // 基準値の10%以下        | 年1回実施（3年に1回に回数減可） |

加えて、上流水源、原水、浄水処理工程水及び浄水場の浄配水池においても水質基準項目に準じた水質検査を自主的に行い、検査結果を浄水処理に役立てることで、より安全でおいしい水道水の供給に努めます。

表4-2 給水栓における水質基準項目検査

No.	項目	水質基準値 (mg/L)	検査回数 (回/年)					
			米内浄水場系 代表給水栓	沢田浄水場系 代表給水栓	新庄浄水場系 代表給水栓	生田浄水場系 代表給水栓	刈屋浄水場系 代表給水栓	前田浄水場系 代表給水栓
健康に 関連する 項目	1 一般細菌	100 個/mL	12	12	12	12	12	12
	2 大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	12
	3 カドミウム及びその化合物	0.003	1	1	1	1	1	1
	4 水銀及びその化合物	0.0005	1	1	1	1	1	1
	5 セレン及びその化合物	0.01	1	1	1	1	1	1
	6 鉛及びその化合物	0.01	1	1	1	1	1	12
	7 ヒ素及びその化合物	0.01	1	1	1	4	4	1
	8 六価クロム化合物	0.02	1	1	1	1	1	1
	9 亜硝酸態窒素	0.04	12	12	12	12	12	12
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	4	4	4	4	4	4
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	12	12	12	12	12	12
	12 フッ素及びその化合物	0.8	12	12	12	12	12	12
	13 ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	4	4	1
	14 四塩化炭素	0.002	1	1	1	1	1	1
	15 1,4-ジオキサン	0.05	1	1	1	1	1	1
	16 (シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1	1	1	1	1	1
	17 ジクロロメタン	0.02	1	1	1	1	1	1
	18 テトラクロロエチレン	0.01	1	1	1	1	1	1
	19 トリクロロエチレン	0.01	1	1	1	1	1	1
	20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタノール酸(PFOA)	0.00005	4	4	4	4	4	4
	21 ベンゼン	0.01	1	1	1	1	1	1
	22 塩素酸	0.6	12	12	12	12	12	12
	23 クロロ酢酸	0.02	4	4	4	4	4	4
	24 クロロホルム	0.06	4	4	4	4	4	4
	25 ジクロロ酢酸	0.03	4	4	4	4	4	4
	26 ジブromクロロメタン	0.1	4	4	4	4	4	4
	27 臭素酸	0.01	4	4	4	4	4	4
	28 総トリハロメタン	0.1	4	4	4	4	4	4
	29 トリクロロ酢酸	0.03	4	4	4	4	4	4
	30 プロモジクロロメタン	0.03	4	4	4	4	4	4
	31 プロモホルム	0.09	4	4	4	4	4	4
	32 ホルムアルデヒド	0.08	4	4	4	4	4	4
水道水が 有すべき 性状に 関する 項目	33 亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2	4	4	4	1	1	4
	35 鉄及びその化合物	0.3	1	1	1	1	1	1
	36 銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	37 ナトリウム及びその化合物	200	2	2	2	4	4	2
	38 マンガン及びその化合物	0.05	1	1	1	1	1	1
	39 塩化物イオン	200	12	12	12	12	12	12
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	2	2	2	4	4	2
	41 蒸発残留物	500	1	4	4	4	4	4
	42 陰イオン界面活性剤	0.2	1	1	1	1	1	1
	43 ジェオスミン	0.00001	12	12	12	1	1	12
	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001	12	12	12	1	1	12
	45 非イオン界面活性剤	0.02	1	1	1	1	1	1
	46 フェノール類	0.005	1	1	1	1	1	1
	47 有機物(TOC)	3	12	12	12	12	12	12
	48 pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	12	12
	49 味	異常でないこと	12	12	12	12	12	12
	50 臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12
	51 色度	5 度	12	12	12	12	12	12
	52 濁度	2 度	12	12	12	12	12	12

…回数減不可項目

- ※1 陰イオン類 (No.9、11、12、22) はNo.39の塩化物イオンと同時分析が可能のため、月1回検査を行います。
- ※2 清浄な地下水を原水として利用する生田浄水場系給水栓、刈屋浄水場系給水栓ではカビ臭物質 (No.43、44) は検出されることがなく省略可能なため、年1回検査を行います。

表4-3 自主的に行う水質基準項目検査

No.	項目	検査回数(回/年)				
		上流水源	浄水場原水 (河川水)	浄水場原水 (地下水源)	処理工程水 (緩速ろ過池)	浄配水池
健康に 関連する 項目	1 一般細菌	12	12	4	12	12
	2 大腸菌	12	12	4	12	12
	3 カドミウム及びその化合物	4	4	4	-	-
	4 水銀及びその化合物	4	4	4	-	-
	5 セレン及びその化合物	4	4	4	-	-
	6 鉛及びその化合物	4	4	4	-	12
	7 ヒ素及びその化合物	4	4	4	-	-
	8 六価クロム化合物	4	4	4	-	-
	9 亜硝酸態窒素	12	12	4	12	12
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	2	4	4	-	-
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	4	12	12
	12 フッ素及びその化合物	12	12	4	12	12
	13 ホウ素及びその化合物	2	4	4	-	-
	14 四塩化炭素	2	4	4	-	-
	15 1,4-ジオキサン	2	4	4	-	-
	16 (シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	2	4	4	-	-
	17 ジクロロメタン	2	4	4	-	-
	18 テトラクロロエチレン	2	4	4	-	-
	19 トリクロロエチレン	2	4	4	-	-
	20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	2	4	4	-	-
	21 ベンゼン	2	4	4	-	-
	22 塩素酸	-	-	-	-	12
	23 クロロ酢酸	-	-	-	-	4
	24 クロロホルム	-	-	-	-	4
	25 ジクロロ酢酸	-	-	-	-	4
	26 ジブロモクロロメタン	-	-	-	-	4
	27 臭素酸	-	-	-	-	4
	28 総トリハロメタン	-	-	-	-	4
	29 トリクロロ酢酸	-	-	-	-	4
	30 ブロモジクロロメタン	-	-	-	-	4
	31 ブロモホルム	-	-	-	-	4
	32 ホルムアルデヒド	-	-	-	-	4
水道水が 有すべき 性状に 関する 項目	33 亜鉛及びその化合物	4	4	4	-	12
	34 アルミニウム及びその化合物	4	4	4	12	12
	35 鉄及びその化合物	4	4	4	12	12
	36 銅及びその化合物	4	4	4	-	-
	37 ナトリウム及びその化合物	12	12	4	12	12
	38 マンガン及びその化合物	4	4	4	12	12
	39 塩化物イオン	12	12	4	12	12
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12	12	4	12	12
	41 蒸発残留物	2	4	4	-	-
	42 陰イオン界面活性剤	2	4	4	-	-
	43 ジェオスミン	12	12	4	4	-
	44 2-メチルイソボルネオール	12	12	4	4	-
	45 非イオン界面活性剤	2	4	4	-	-
	46 フェノール類	2	4	4	-	-
	47 有機物(TOC)	12	12	4	12	12
	48 pH値	12	12	4	12	12
49 味	-	-	-	-	12	
50 臭気	12	12	4	12	12	
51 色度	12	12	4	12	12	
52 濁度	12	12	4	12	12	

※1 清浄な地下水を原水として利用する生浄水場配水池・刈屋配水場では、消毒副生成物(No.23~32)の生成が抑制され、検出の可能性が低いことから検査を省略します。

※2 沢田浄水場浄水池においては、令和3年度に上流に築川ダムが竣工したことから、異臭(かび臭)の発生状況の把握やそれに伴う浄水処理(粉末活性炭処理)への影響を監視するため、月1回の頻度で検査します。

(3) 水質管理目標設定項目（平成15年10月10日付け厚生労働省健康局水道課長通知）

水質管理目標設定項目とは、研究等による毒性評価が暫定的であるか、検出例が多くないものの水道の水質管理上留意すべき項目を指し、より安全でおいしい高品質な水道水を提供するため、水質基準項目に準じて定期的に水質検査を行います。

このうち、農薬類については、本市及びその周辺市町における農薬の使用状況、毒性、環境水中への残留性及び使用時期等を総合的に評価し、農薬散布時期に併せて年2回の検査を行います。

表4-4 水質管理目標設定項目

No.	項目	目標値 (mg/L)	検査回数 (回/年)					
			上流水源	浄水場原水 (河川水)	浄水場原水 (地下水源)	処理工程水 (緩速ろ過池)	浄配水池	給水栓
1	アンチモン及びその化合物	0.02	-	2	2	-	-	1
2	ウラン及びその化合物	0.002	-	2	2	-	-	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02	-	2	2	-	-	1
4	1,2-ジクロロエタン	0.004	2	4	4	-	-	1
5	トルエン	0.4	2	4	4	-	-	1
6	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08	-	2	2	-	-	1
7	亜塩素酸 ※1	0.6	-	-	-	-	-	-
8	二酸化塩素 ※1	0.6	-	-	-	-	-	-
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定)	-	-	-	-	-	2
10	抱水クロラール	0.02 (暫定)	-	-	-	-	-	2
11	農薬類	※2	-	2	-	-	2	-
12	残留塩素	1	-	-	-	-	12	12
13	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10以上100以下	12	12	4	12	12	1 ※4
14	マンガン及びその化合物	0.01	4	4	4	12	12	1
15	遊離炭酸	20	-	2	2	-	-	2
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	2	4	4	-	-	1
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	2	4	4	-	-	1
18	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	1	12	12	4	12	12	12
19	臭気強度 (TON)	3	12	12	4	12	-	2
20	蒸発残留物	30以上200以下	2	4	4	-	-	1 ※4
21	濁度	1	12	12	4	12	12	12
22	pH値	7.5程度	12	12	4	12	12	12
23	腐食性 (ランゲリア指数)	※3	-	2	2	-	-	2
24	従属栄養細菌	2000 (暫定)	-	-	-	-	-	2
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1	2	4	4	-	-	1
26	アルミニウム及びその化合物	0.1	4	4	4	12	12	1 ※4

※1 浄水処理過程で二酸化塩素を使用していないため、亜塩素酸・二酸化塩素の検査を省略します。

※2 検出値と目標値の比の和として1以下

※3 -1以上とし極力0に近づけること

※4 水質基準と共通の項目であるため、水質基準項目の検査回数に合わせて実施します。

(4) 要検討項目（平成15年厚生科学審議会答申）

要検討項目とは、研究等による毒性評価が定まらない物質や、水道水中の検出実態が明らかでなく、情報及び知見を収集中である項目を指します。

このうち、水道利用者のみなさまの関心が高いダイオキシン類について年1回の検査を行います。

(5) クリプトスポリジウム等検査項目（平成19年3月30日付け厚生労働省健康局水道課長通知）

クリプトスポリジウム及びジアルジアは、環境中に普遍的に生息する病原生物であり、塩素消毒に耐性を有することから、水道における要注意項目の一つとされています。

本市の水道は浄水場にろ過設備を備えるなどしてクリプトスポリジウム等への対策を講じていますが、水源・原水の状態を正確に把握し、適切な浄水処理を実施するため、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」及び「盛岡市水道クリプトスポリジウム等対策マニュアル」等の定めるところによりクリプトスポリジウム等汚染リスク分類に基づく検査を実施します。

表4-5 クリプトスポリジウム等検査

No.	項目	検査回数（回/年）						
		米内浄水場 着水井	沢田浄水場 着水井	新庄浄水場 着水井	生出浄水場 着水井	刈屋浄水場 1号取水井	刈屋浄水場 2号取水井	前田浄水場 着水部
1	クリプトスポリジウム	4	4	4	-	-	-	4
2	ジアルジア	4	4	4	-	-	-	4
3	大腸菌	4	4	4	4	4	4	4
4	嫌気性芽胞菌	4	4	4	4	4	4	4
5	濁度	4	4	4	4	4	4	4

(6) 水源域環境項目

環境水を原水として浄水処理を行う浄水場においては、原水の水質が清浄であることが重要であり、特にダム湖等の停滞水域では、湖水の富栄養化が問題となる場合が国内外で多くあります。

盛岡市上下水道局では、河川水の水質を把握するため、水質汚濁物質又は富栄養化関連物質の調査を、各浄水場の上流水源については年2回、各浄水場の原水である河川水では年4回行います。

表4-6 水源域環境調査

No.	項目	検査回数（回/年）	
		上流水源	河川取水口
1	総窒素(T-N)	2	-
2	総りん(T-P)	2	-
3	pH値	2	4
4	COD	2	-
5	DO	2	4
6	BOD	2	4
7	SS	2	4
8	大腸菌	2	4

(7) その他項目

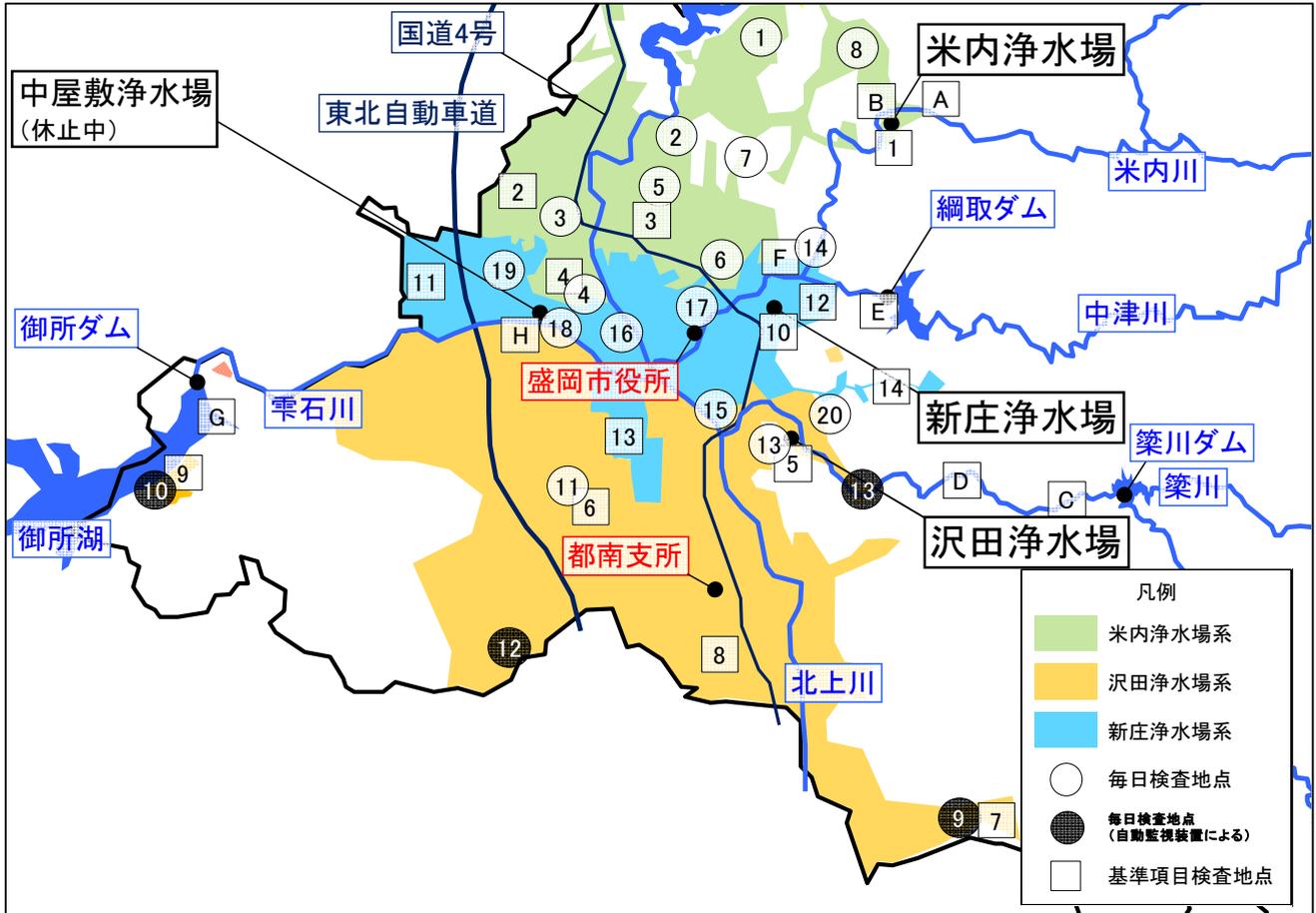
その他、法令等により規制されている項目以外のものでも、水質管理上必要な項目又はより高品質な浄水処理のため必要な調査項目について、定期的に水質検査を行います。

表4-7 その他項目

No.	項目	検査回数（回/年）					
		上流水源	浄水場原水 (河川水)	浄水場原水 (地下水源)	処理工程水 (緩速ろ過池)	浄配水池	給水栓
その他項目	1 電気伝導率	12	12	4	12	12	12
	2 紫外線吸光度(E260)	12	12	4	12	12	12
	3 脱塩素臭気	-	-	-	-	-	12
	4 アンモニア態窒素	12	12	4	12	12	2
	5 アルカリ度	12	12	4	-	-	2



水質検査地点（盛岡地域）



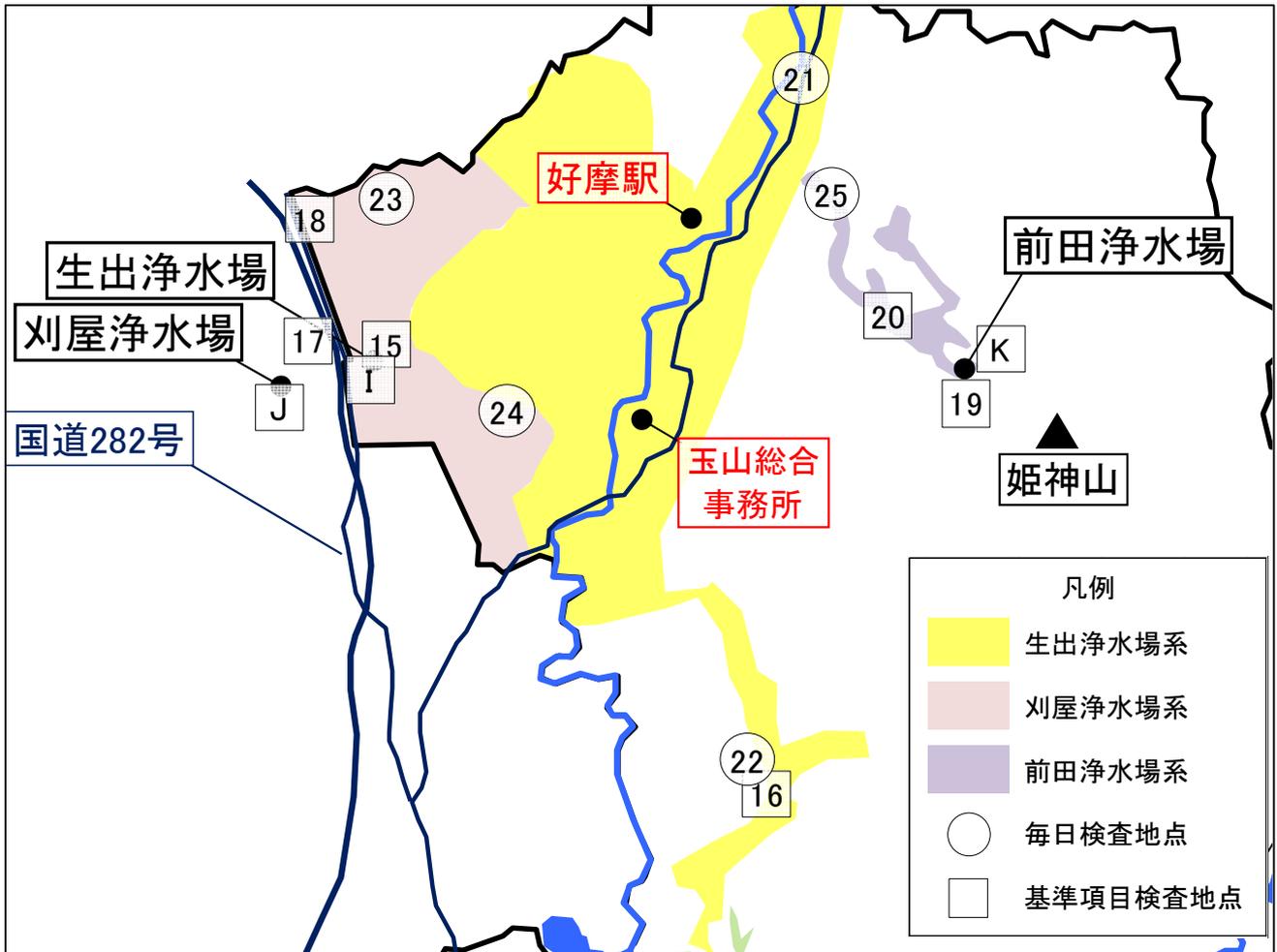
○●毎日検査地点

系統	配水ブロック	所在地	記号		
米内	松園	北松園B	北松園四丁目	1	
		松園B	東黒石野一丁目	2	
		松園第2	月が丘B	青山三丁目	3
			青山・北天昌寺・前九年B	北天昌寺町	4
	岩清水	東緑が丘B	緑が丘三丁目	5	
		岩清水B	紅葉が丘	6	
		鉢ノ皮 鉢の皮B	三ツ割字鉢ノ皮	7	
桜台	桜台B	上米内字赤坂	8		
沢田	黒川高区	乙部B	大ケ生20地割	9	
		配水浄水池	本宮P 繫	繫湯ノ館	10
			上飯岡 湯沢	羽場北B	下飯岡2地割
	沢田第2	湯沢B	流通センター北一丁目	12	
		沢田第2B	川目10地割	13	
新庄	新庄浄水場配水池	下米内B	下米内二丁目	14	
		神子田町B	神子田町	15	
		盛岡駅前通B	夕顔瀬町	16	
		本町通B	本町通三丁目	17	
		中屋敷B	中屋敷浄水場構内	18	
	中屋敷	長橋町B	西青山三丁目	19	
		新庄第2 岩山	岩山配水場B	川目15地割	20

□水質基準項目検査地点

系統	地点名	所在地	記号
米内	米内川取水口	上米内字畑井野95番	A
	米内浄水場 緩速ろ過池	上米内字中居49番	B
	米内浄水場 浄水池	〃	1
	月が丘給水栓	月が丘一丁目	2
沢田	高松給水栓	高松三丁目	3
	北天昌寺町給水栓	北天昌寺町	4
	築川ダム放流水	川目第1地割	C
	築川取水口	川目第5地割46番	D
	沢田浄水場 浄水池	東中野字沢田5番	5
新庄	下飯岡給水栓	下飯岡2地割	6
	大ケ生給水栓	大ケ生20地割	7
	西見前給水栓	西見前12地割	8
	繫給水栓	繫字猿田	9
	綱取ダム放流水	浅岸二ツ森	E
	中津川取水口	下米内一丁目142番	F
	新庄浄水場 配水池	加賀野字桜山	10
	土淵給水栓	土淵字四ツ屋	11
	つつじが丘給水栓	つつじが丘	12
	向中野給水栓	向中野二丁目	13
上八木田給水栓	新庄字上八木田	14	
中屋敷	御所ダム放流水	繫字山根	G
	雫石川取水口	下厨川字稻荷向27番	H

水質検査地点（玉山地域）



○毎日検査地点

系統	所在地	記号
生出	生出浄水場 玉山永井字鳥木沢	21
	日戸 日戸字鷹高	22
刈屋	刈屋浄水場 下田字生出	23
	下田字石羽根	24
前田	前田浄水場 玉山馬場字馬場平	25

□水質基準項目検査地点

系統	地点名	所在地	記号
生出	生出浄水場 着水井	下田字仲平5番	I
	生出浄水場 配水池	"	15
	日戸給水栓	日戸字鷹高	16
	刈屋1号取水井	滝沢市後268番	J
刈屋	刈屋2号取水井	"	17
	刈屋配水場	"	17
	下田給水栓	下田字生出	18
	前田浄水場 着水部	玉山字姫神岳国有林第63	K
前田	前田浄水場 浄水	"	19
	玉山馬場給水栓	玉山馬場字前田37	20

## 5 臨時の水質検査

次のように、給水栓から供給する水が水質基準に適合しない場合又はそのおそれがある場合には、必要に応じて水源、浄水場及び給水栓等から採水し、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき（へい死した魚類が多数浮遊している、臭気に著しい変化が生じる等）
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水施設の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたと思われるとき
- ⑥ その他、水質検査が必要と認めたととき

## 6 水質検査方法

水質検査方法は、法令等に定めるもののほか、関係省庁が通知等で示すものや、上水試験方法等の科学的に確立された方法により行います。主な水質検査項目の水質検査方法は次のとおりです。

- ① 水質基準項目 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法  
(平成15年厚生労働省告示第261号)
- ② 水質管理目標設定項目 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について  
(平成15年10月10日付け厚生労働省健康局水道課長通知)
- ③ クリプトスポリジウム等 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針  
(平成19年3月30日付け厚生労働省健康局水道課長通知)

## 7 水質検査の精度と信頼性の確保

盛岡市上下水道局浄水課水質管理センターは、自らが実施した水質検査結果の精度と信頼性を確保するために、平成23年度に公益社団法人日本水道協会より水道GLP※の認定を取得し、令和6年7月31日に3回目の更新認定を受けています。

- (1) 原則として基準値及び目標値の10分の1の値を定量下限値とし、定量下限値付近において測定値のバラツキの程度を示す変動係数が無機物では10%以下、有機物では20%以下になるよう測定精度を確保します。
- (2) 厚生労働省が実施する外部精度管理に参加するとともに、独自に内部精度管理を実施し、定期検査における測定が精確に行われているか検証します。



※「水道GLP」とは、水道水質検査優良試験所規範（Good Laboratory Practice）の略称で、水質検査結果の精度と信頼性の確保を目的として、管理された体制の下で適正に検査が実施されたことを証明できる基準を定めたものであり、第三者機関である公益社団法人日本水道協会が厳正に審査し認定します。

## 8 水質検査結果の評価と公表

---

- (1) 水質基準は、水道により供給される全ての水が満たさなければならない要件であるため、水質検査結果が水質基準を遵守していることを確認する必要があります。また、得られた結果と蓄積したデータの比較等を行い、水質管理に活用します。原水の検査結果についても比較等を行い、水道水源保全対策や浄水処理工程に活用し安全で良質な水道水の供給に反映させます。
- (2) 本計画期間中に水源及び水道の水質の状況が悪化し、又はそのおそれがあるときは、臨時の水質検査の結果等も踏まえ、必要に応じて水質検査計画の見直しを行います。
- (3) 本計画に基づく水質検査の結果は、翌年度に盛岡市上下水道局公式ホームページ等で公表します。

## 9 関係者との連携

---

- (1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合には、盛岡市保健所及び岩手県環境生活部県民くらしの安全課等関係機関と連携して被害状況を把握します。
- (2) 水源で水質汚染事故が発生した場合には、北上川流域市町で構成する北上川水系水質汚濁対策連絡協議会の水質事故連絡体制で情報交換を図りながら現地調査を行い、浄水場で所要の対策を講じ、適正な浄水処理の維持に努め、常に安全で良質な水道水を供給します。
- (3) 水道水源の共通する諸課題を協議し、水道水源の保全について必要な対策を行うことを目的に、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町及び矢巾町が北上川流域（盛岡圏）水源保全連絡協議会を設置し、連携を図っています。

巻末資料 過去3年間の各浄水場系給水栓の水質状況

各浄水場系給水栓の水質状況（盛岡地域）

項目	単位	水質基準値	米内系		沢田系		新庄系	
			過去3年 最大値	最大値/ 基準値	過去3年 最大値	最大値/ 基準値	過去3年 最大値	最大値/ 基準値
1 一般細菌	個/mL	100	0	0%	1	1%	0	0%
2 大腸菌	-	検出されないこと	不検出	—	不検出	—	不検出	—
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	<0.0003	0%	<0.0003	0%	<0.0003	0%
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	<0.00005	0%	<0.00005	0%	<0.00005	0%
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.01	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.002	20%	0.001	10%	<0.001	0%
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
8 六価クロム化合物	mg/L	0.02	<0.002	0%	<0.002	0%	<0.002	0%
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.04	<0.004	0%	<0.004	0%	<0.004	0%
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10	0.40	4%	0.63	6%	0.58	6%
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.8	<0.05	0%	<0.05	0%	<0.05	0%
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	1	<0.02	0%	<0.02	0%	<0.02	0%
14 四塩化炭素	mg/L	0.002	<0.0002	0%	<0.0002	0%	<0.0002	0%
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	<0.005	0%	<0.005	0%	<0.005	0%
16 (シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	<0.004	0%	<0.004	0%	<0.004	0%
17 ジクロロメタン	mg/L	0.02	<0.002	0%	<0.002	0%	<0.002	0%
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
20 ベンゼン	mg/L	0.01	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
21 塩素酸	mg/L	0.6	0.07	12%	<0.06	0%	0.08	13%
22 クロロ酢酸	mg/L	0.02	<0.002	0%	<0.002	0%	<0.002	0%
23 クロロホルム	mg/L	0.06	0.008	13%	0.017	28%	0.011	18%
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.03	0.004	13%	0.010	33%	<0.003	0%
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.1	0.002	2%	0.002	2%	0.004	4%
26 臭素酸	mg/L	0.01	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
27 総トリハロメタン	mg/L	0.1	0.015	15%	0.026	26%	0.020	20%
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.03	0.006	20%	0.013	43%	<0.003	0%
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03	0.005	17%	0.007	23%	0.006	20%
30 ブロモホルム	mg/L	0.09	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.08	<0.008	0%	<0.008	0%	<0.008	0%
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	1	<0.005	0%	0.011	1%	0.007	1%
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2	0.03	15%	0.06	30%	0.03	15%
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.3	<0.03	0%	<0.03	0%	<0.03	0%
35 銅及びその化合物	mg/L	1	<0.01	0%	0.01	1%	<0.01	0%
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	200	3.9	2%	5.7	3%	4.7	2%
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.05	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
38 塩化物イオン	mg/L	200	7.8	4%	9.4	5%	10.4	5%
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300	17.5	6%	30.2	10%	20.1	7%
40 蒸発残留物	mg/L	500	44	9%	63	13%	59	12%
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2	<0.02	0%	<0.02	0%	<0.02	0%
42 ジェオスミン	mg/L	0.00001	0.000002	20%	0.000002	20%	<0.000001	0%
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001	<0.000001	0%	<0.000001	0%	<0.000001	0%
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.02	<0.005	0%	<0.005	0%	<0.005	0%
45 フェノール類	mg/L	0.005	<0.0005	0%	<0.0005	0%	<0.0005	0%
46 有機物(TOC)	mg/L	3	0.7	23%	0.6	20%	0.6	20%
47 pH値	-	5.8以上8.6以下	6.9以上7.3以下	—	6.9以上7.7以下	—	6.9以上7.5以下	—
48 味	-	異常でないこと	異常なし	—	異常なし	—	異常なし	—
49 臭気	-	異常でないこと	異常なし	—	異常なし	—	異常なし	—
50 色度	度	5	<0.5	0%	<0.5	0%	<0.5	0%
51 濁度	度	2	<0.1	0%	0.1	5%	<0.1	0%

※ 「<」は未満を表します。（例）カドミウム及びその化合物 <0.0003mg/Lは、0.0003mg/L未満

※ 令和5年4月分～令和8年1月分のデータを集計しています。

各浄水場系給水栓の水質状況（玉山地域）

項目	単位	水質基準値	生出系		刈屋系		前田系	
			過去3年 最大値	最大値/ 基準値	過去3年 最大値	最大値/ 基準値	過去3年 最大値	最大値/ 基準値
1 一般細菌	個/mL	100	0	0%	0	0%	0	0%
2 大腸菌	-	検出されないこと	不検出	-	不検出	-	不検出	-
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	<0.0003	0%	<0.0003	0%	<0.0003	0%
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	<0.00005	0%	<0.00005	0%	<0.00005	0%
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.01	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.001	10%	<0.001	0%	0.004	40%
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01	0.003	30%	0.002	20%	<0.001	0%
8 六価クロム化合物	mg/L	0.02	<0.002	0%	<0.002	0%	<0.002	0%
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.04	<0.004	0%	<0.004	0%	<0.004	0%
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10	0.99	10%	0.26	3%	1.06	11%
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.8	0.10	13%	0.14	18%	<0.05	0%
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	1	0.08	8%	0.08	8%	<0.02	0%
14 四塩化炭素	mg/L	0.002	<0.0002	0%	<0.0002	0%	<0.0002	0%
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	<0.005	0%	<0.005	0%	<0.005	0%
16 (シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	<0.004	0%	<0.004	0%	<0.004	0%
17 ジクロロメタン	mg/L	0.02	<0.002	0%	<0.002	0%	<0.002	0%
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
20 ベンゼン	mg/L	0.01	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
21 塩素酸	mg/L	0.6	<0.06	0%	<0.06	0%	<0.06	0%
22 クロロ酢酸	mg/L	0.02	<0.002	0%	<0.002	0%	<0.002	0%
23 クロロホルム	mg/L	0.06	<0.001	0%	<0.001	0%	0.004	7%
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.03	<0.003	0%	<0.003	0%	0.004	13%
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.1	<0.001	0%	<0.001	0%	0.001	1%
26 臭素酸	mg/L	0.01	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
27 総トリハロメタン	mg/L	0.1	<0.001	0%	<0.001	0%	0.006	6%
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.03	<0.003	0%	<0.003	0%	<0.003	0%
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03	<0.001	0%	<0.001	0%	0.002	7%
30 ブロモホルム	mg/L	0.09	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.08	<0.008	0%	<0.008	0%	<0.008	0%
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	1	0.016	2%	0.010	1%	0.014	1%
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2	<0.01	0%	<0.01	0%	<0.01	0%
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.3	<0.03	0%	<0.03	0%	<0.03	0%
35 銅及びその化合物	mg/L	1	0.03	3%	<0.01	0%	0.03	3%
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	200	11.8	6%	11.4	6%	5.3	3%
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.05	<0.001	0%	<0.001	0%	<0.001	0%
38 塩化物イオン	mg/L	200	7.6	4%	7.3	4%	7.9	4%
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300	112.3	37%	91.8	31%	17.1	6%
40 蒸発残留物	mg/L	500	213	43%	206	41%	58	12%
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2	<0.02	0%	<0.02	0%	<0.02	0%
42 ジェオスミン	mg/L	0.00001	<0.000001	0%	<0.000001	0%	<0.000001	0%
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001	<0.000001	0%	<0.000001	0%	<0.000001	0%
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.02	<0.005	0%	<0.005	0%	<0.005	0%
45 フェノール類	mg/L	0.005	<0.0005	0%	<0.0005	0%	<0.0005	0%
46 有機物(TOC)	mg/L	3	<0.3	0%	<0.3	0%	<0.3	0%
47 pH値	-	5.8以上8.6以下	7以上7.3以下	-	6.8以上7以下	-	6.8以上7.2以下	-
48 味	-	異常でないこと	異常なし	-	異常なし	-	異常なし	-
49 臭気	-	異常でないこと	異常なし	-	異常なし	-	異常なし	-
50 色度	度	5	<0.5	0%	<0.5	0%	<0.5	0%
51 濁度	度	2	<0.1	0%	<0.1	0%	<0.1	0%

※「<」は未満を表します。（例）カドミウム及びその化合物 <0.0003mg/Lは、0.0003mg/L未満

※ 令和5年4月分～令和8年1月分のデータを集計しています。

---

---

## 令和8年度水質検査計画

盛岡市上下水道局 浄水課 水質管理センター  
〒020-0807 盛岡市加賀野字桜山 86 番地

お問い合わせ先   Tel. 019-652-2961  
                          Fax. 019-652-2961  
ホームページ     <http://www.morioka-water.jp/>

---

---